

町田市景観条例の一部改正案

町田市景観条例（平成21年6月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p><u>第5章 景観施策の推進（第31条—第40条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第41条）</u></p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p><u>（3）特定屋内広告物 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいう。</u></p> <p><u>（4）公共事業 市、東京都、国その他町田市規則（以下「規則」という。）で定める公共的団体が施行する土木建築に関する事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき実施される事業（当該事業に係る公共施設等について、その所有権を市が有するもの及び市に移転することが予定されているものに限る。）を含む。）をいう。</u></p> <p><u>（5）略</u></p> <p><u>（6）略</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p><u>第5章 景観審議会（第31条）</u></p> <p><u>第6章 景観施策の推進（第32条—第39条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第40条）</u></p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p><u>（3）公共事業 市、東京都、国その他町田市規則（以下「規則」という。）で定める公共的団体が施行する土木建築に関する事業をいう。</u></p> <p><u>（4）略</u></p> <p><u>（5）略</u></p>

(東京都又は近隣地方公共団体との協議)

第8条 略

2 略

- 3 市長は、前2項の協議をするときは、町田市街づくり景観審議会条例（令和 年 月町田市条例第 号）第 条の町田市街づくり景観審議会（以下「審議会」という。）に意見を求めることができる。

(策定の手続)

第10条 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 略

(届出事項等)

第11条 略

- 2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 略

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項の再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

(3) 略

- 3 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) ・ (2) 略

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの

ア 略

イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

(4) ・ (5) 略

4 略

(事前協議)

(東京都又は近隣地方公共団体との協議)

第8条 略

2 略

- 3 市長は、前2項の協議をするときは、第31条の町田市景観審議会に意見を求めることができる。

(策定の手続)

第10条 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、第31条の町田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 略

(届出事項等)

第11条 略

- 2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 略

(2) 木竹の植栽又は伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項の再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

(4) 略

- 3 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) ・ (2) 略

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの

ア 略

イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

(4) ・ (5) 略

4 略

第12条の2 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長と協議をしなければならない。ただし、第1号に掲げる行為について、東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）第20条の規定による協議を要する場合にあっては、この限りでない。

(1) 第11条第1項の規定による届出（規則で定める行為に係るものに限る。）

(2) 特定屋内広告物（規則で定めるものを除く。）の表示又は表示した特定屋内広告物の規模、形態若しくは意匠の変更

(3) 町田市屋外広告物条例（令和 年 月 町田市条例第 号）第9条、第16条、第17条、第27条第1項又は第28条第1項（同項第2号の屋外広告物等に係るものに限る。）の許可の申請（規則で定める屋外広告物等に係るものを除く。）

(4) 町田市屋外広告物条例第13条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請

2 市長は、前項本文の協議の申出があったときは、当該申出をした者に対し、当該協議において景観計画に基づき必要な指導又は助言を行うことができる。

3 市長は、前項の規定により指導又は助言を行うときは、第31条第1項の町田市景観アドバイザーに意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項本文の協議が終了したときは、当該協議をした者に対し、協議の結果を通知する。

5 第1項本文の協議（同項第1号から第3号までに掲げる行為に係るものに限る。）の終了後、当該協議をした者が、当該協議に係る行為の内容を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより市長と協議をしなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の協

議について準用する。

(行為の制限に関する指導)

第13条 略

2 市長は、前項の規定による指導をしようとするときは、審議会に意見を求めることができる。

(勧告の手続等)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2・3 略

(変更命令等の手続)

第15条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により設計の変更、原状回復その他の必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(公共事業景観形成指針)

第16条 略

2 市長は、公共事業景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3・4 略

5 市長は、公共事業景観形成指針の運用に関し必要な事項について、審議会に意見を求めることができる。

(公共事業の施行に関する助言)

第18条 略

2 市長は、前項の助言をする場合において、第31条第1項の町田市景観アドバイザーに意見を求めることができる。

(景観重要建造物の指定等の手続)

第19条 市長は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(1)～(4) 略

(行為の制限に関する指導)

第13条 略

2 市長は、前項の規定による指導をしようとするときは、第31条の町田市景観審議会に意見を求めることができる。

(勧告の手続等)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、第31条の町田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2・3 略

(変更命令等の手続)

第15条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により設計の変更、原状回復その他の必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、第31条の町田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(公共事業景観形成指針)

第16条 略

2 市長は、公共事業景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、第31条の町田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3・4 略

(公共事業の施行に関する助言)

第18条 略

2 市長は、前項の助言をする場合において、第31条の町田市景観審議会に意見を求めることができる。

(景観重要建造物の指定等の手続)

第19条 市長は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、第31条の町田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1)～(4) 略

(景観重要建造物の滅失等の届出)

第20条 景観重要建造物の所有者は、当該景観重要建造物が滅失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第25条 市長は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(1)～(4)略

(景観重要樹木の滅失等の届出)

第26条 景観重要樹木の所有者は、当該景観重要樹木が滅失し、毀損し、又は枯死したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第5章 景観施策の推進

(町田市景観アドバイザー)

第31条 市長は、景観に関する専門的な知識及び経験を有する者を、町田市景観アドバイザーとして委嘱するものとする。

2 前項に定めるもののほか、町田市景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

(町田市景観づくり市民推進員)

第39条 市長は、市との連携及び協力により

(景観重要建造物の滅失等の届出)

第20条 景観重要建造物の所有者は、当該景観重要建造物が滅失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第25条 市長は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、第31条の町田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1)～(4)略

(景観重要樹木の滅失等の届出)

第26条 景観重要樹木の所有者は、当該景観重要樹木が滅失し、き損し、又は枯死したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第5章 景観審議会

(町田市景観審議会)

第31条 この条例の規定により定められた事項及び市長の諮問する良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、町田市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長の諮問に応じ、その結果を答申するほか、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、市長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 景観施策の推進

良好な景観の形成を推進する市民を、町田市景観づくり市民推進員（以下この条において「推進員」という。）として登録することができる。

2 市長は、前項の規定により登録された推進員が、心身の故障その他規則で定める事由により、良好な景観の形成の推進に資すると認められなくなったときは、その登録を解除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

(技術的援助等)

第40条 略

第6章 雑則

(委任)

第41条 略

(技術的援助等)

第39条 略

第7章 雑則

(委任)

第40条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第12条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に同項本文の協議の申出の期限が到来するものについて適用する。

(準備行為)

3 この条例による改正後の第31条第1項の規定による町田市景観アドバイザーの委嘱及び第39条第1項の規定による町田市景観づくり市民推進員の登録に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例によりすることができる。